

インターネットの広告を見て、お試しで500円のダイエット青汁を申し込んだ。しばらくして2回目（代金4000円）の商品発送通知がメールで届き、全4回の定期購入契約だと、そこで初めて分かった。「飲んでも効果がなかったので解約したい」と事業者に申し出たが「契約上、4回まで購入してほしい」と断られた。

（40歳代女性）

ホームページで「1回目90%オフ」「初回実質0円」などと、通常より安く購入できることをPRしている健康食品や飲料、化粧品の定期購入契約に関するトラブルの相談が、多く寄せられています。

相談者のように、1回だけ安く買うつもりでも、実は定期購入が条件。そのため結局、想定以上の代金を支払うことになってしまいます。

こうした状況を是正しようと改正された特定商取引法では、通信販売の事業者に対し▽商品の引き渡し回数▽各回ごとの商品の代金や送料、支払いの総額▽特別の販売条件があればその内容の表示を義務付けました。

いずれも、申し込みの最終画面で「全て」表示されていなければならない情報です。トラブルを避けるため、個々の内容をしっかり確かめてから、申し込むか否かを判断するようにしましょう。

最終画面を印刷するなどして、契約内容を記録しておくことも重要です。そして、こうした情報が別々の画面で表示されていて、分かりにくいような事業者との契約は避けるべきです。

なお、事業者からの請求に納得できなかつたり、連絡がとれず解約できなかつたりした場合は、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。